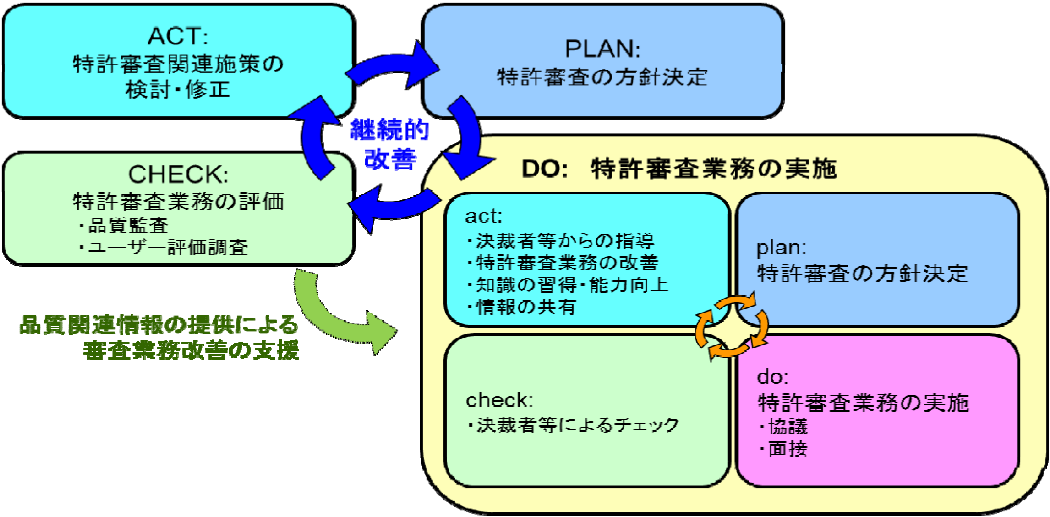


評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
評価の目的及び観点	①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況 審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定・公表(2014年4月) ・品質マニュアルの策定・公表(2014年8月)、改訂(2015年6月、2016年7月)
	B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「特許・実用新案審査基準」(審査の基本的な考え方を示した文書) ・「特許・実用新案 審査ハンドブック」(審査業務に当たり必要となる事項等を示した文書) ・「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」(質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための文書) ・「面接ガイドライン」(面接・電話対応の具体的手順を示す文書)
	C) 検索インデックスの付与のための文書 受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与するため、FI分類及びFタームについては、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「Fタームリスト」、「Fターム解説」を作成している。これらの文書は技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ適宜メンテナンスを実施している。(なお、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している。)
	D) 文書の管理 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、適切に管理している。
	E) 文書の一覧表 ・「審査の質に関する主な文書の四法対照表」(特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準等の審査の質に関する主な文書についての一覧表)
資料の所在	○品質ポリシー(上記A関連) https://www.ipo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html
	○品質マニュアル(上記A関連) https://www.ipo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html
	○特許・実用新案審査基準(上記B関連) https://www.ipo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukuiitu kijun/index.html
	○PCT国際調査及び予備審査ガイドライン(上記B関連) https://www.ipo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/guideline_pct.html
	○特許・実用新案 審査ハンドブック(上記B関連) https://www.ipo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html
	○面接ガイドライン【特許審査編】(上記B関連) https://www.ipo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(上記B関連) https://www.ipo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記C関連) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p1101
	○審査の質に関する主な文書の四法対照表 https://www.ipo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/document/index/shihou_taishou.pdf

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	A) 審査の進め方 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続を「特許・実用新案審査基準」において定めている(「第I部 審査総論」等)。 B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。  特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図
資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第I部 審査総論(上記A関連) https://www.ipa.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm ○品質マニュアル(上記B関連) https://www.ipa.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか	
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか	
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。	
実績又は現況	(制度ユーザーへの公表状況) A) 品質ポリシー及び品質マニュアルの公表 ・「品質ポリシー」の公表及び配布(2014年4月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年4月以降) ・「品質マニュアル」の公表(2014年8月)及び改訂(2015年6月、2016年7月) ・「品質マニュアル」英語版の公開(2014年8月)及び改訂(2015年6月、2016年7月) B) 「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 企業コンタクト等において、「品質ポリシー」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介。 企業コンタクトの2019年度4月～12月実績: 217件(海外企業22件含む)(去年同期257件、海外企業31件含む) (職員に対する周知状況) C) 庁内イントラネット等における周知 庁内イントラネットにおいて「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を審査部全体に周知している。 D) 研修等における周知 職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。研修内容は随時検討し、対象となる審査官の経験年数や役職等に応じて説明する内容を変更するなど、充実・改善を図っている。	
	・審査官補コース研修 ・審査官コース前期研修 ・審査官コース後期研修 *討論形式で実施 ・マネジメント能力研修 ・応用能力研修2 ・特許審査実務研究 (入庁11年目以降の全任期付審査官対象)	対象となる審査官補全員が受講 対象となる審査官補全員が受講 対象となる審査官補全員が受講 新任上席審査官全員が受講 対象となる審査官経験3年以上の者(94名)が受講 入庁11年目の任期付審査官全員(44名)が受講

実績 又は 現況	・新任管理職（決裁を行う者）向け説明会 新任管理職全員(29名)が受講 （年度の途中は人事異動に合わせて随時開催） ・品質管理官向け説明会 品質管理官全員(103名)が受講 （年度の途中は人事異動に合わせて随時開催）
	E)理解度の確認 講義の内容を理解したかを確認し、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施している。当該アンケートにおける4段階評価と自由記載を通じても研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。 また、全審査官を対象とした「品質テスト」をe-learning形式で実施し、審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に努めている。
資料の 所在	○品質ポリシー（日・英）（上記A, C, D, E関連） https://www.ipa.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html https://www.ipa.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/policies.html ○品質マニュアル（日・英）（上記B, D, E関連） https://www.ipa.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html https://www.ipa.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

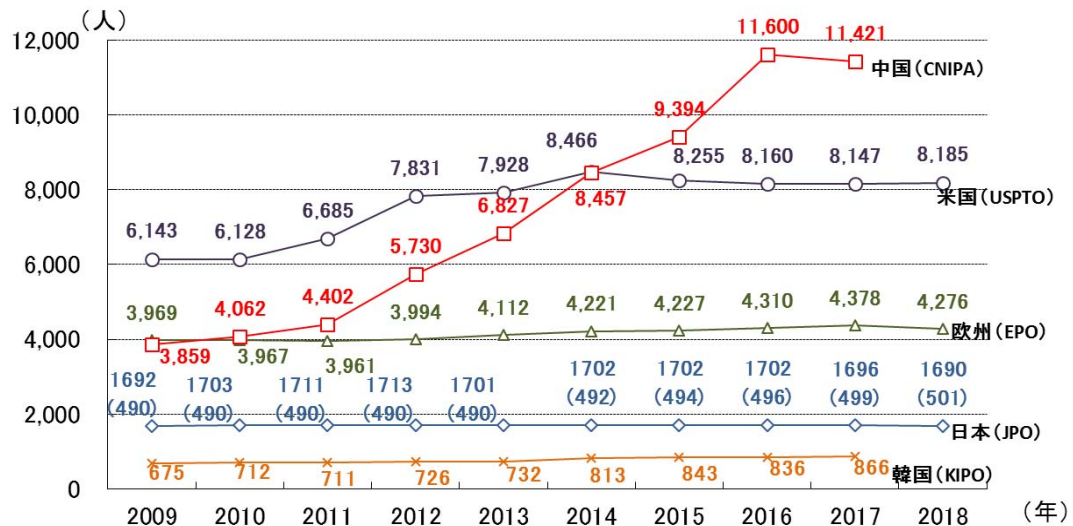
(特許庁の組織体制、審査の実施体制)

A) 特許庁の組織体制

合計約1,700名の審査官により審査が行われている。4つの部・38の審査室には、管理職が約130名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B) 審査官の人員配置

審査体制の整備・強化を図るために、2019年度は、**37名**の恒常審査官と**98名**の任期付審査官を採用。前年度と同水準の審査体制を維持している(図1を参照)。



【図1】審査官数の推移

(備考) JPOのグラフにおいて、上側は審査官数総数、下側括弧内はうち任期付審査官の数。

実績
又は
現況

C) 審査官の育成と評価

審査官になるためには、研修を受け、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験に合格する必要がある。審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する、⑥先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ等、各種研修の受講機会が設けられている。

また、審査官の自己研鑽に資するようeラーニング教材も提供しており、全審査官を対象とした「品質テスト」は、審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に役立てられている。

国家公務員の人事評価制度に従い、特許審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制ごとに定められた観点に基づいた能力の評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックされる。各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成に向けた努力をしている。その達成状況は、半年に一度審査長等が評価し、必要に応じて審査官にフィードバックしている。

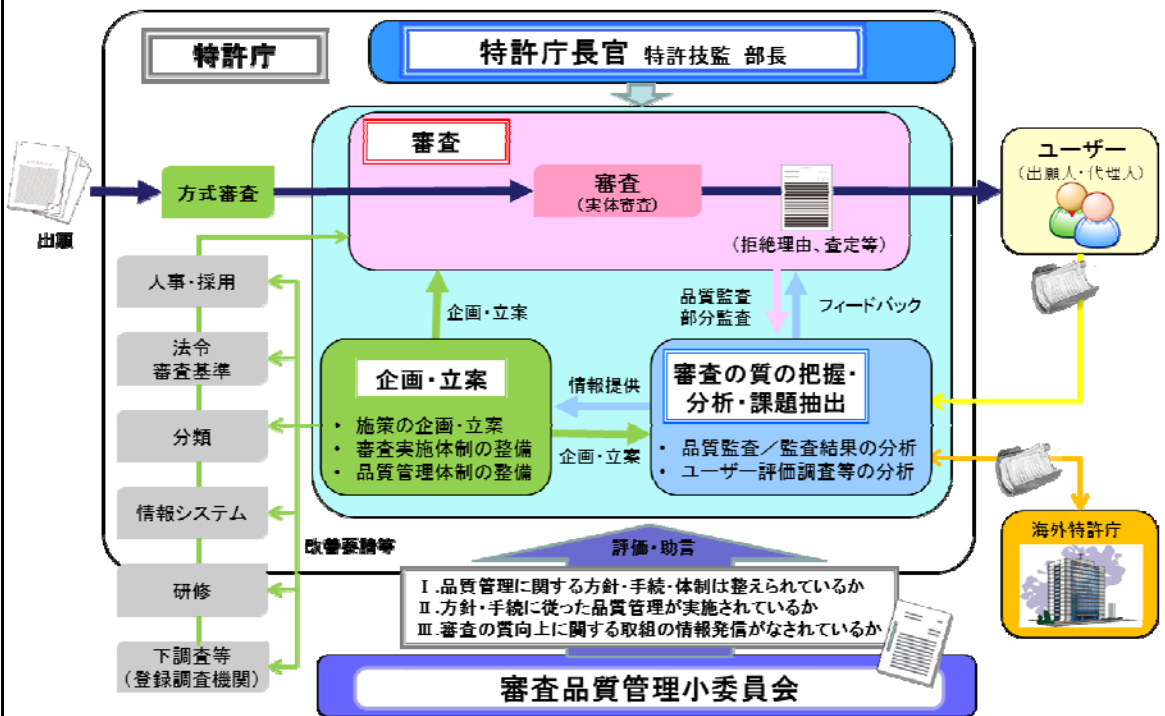
2019年度は、審査官が専門知識を習得するための手段の拡充のため、オンライン教材やオンラインセミナーの活用を進めた。「高分子学会Webinar」を通じたオンラインセミナーを4月～12月末までで7回試行、延べ125名が受講)

実績 又は 現況	D) 先行技術文献調査事業の活用 先行技術文献調査事業は、審査効率と、審査の質の維持・向上のため、登録調査機関の調査業務実施者が審査官に調査結果を直接報告する対話型を基本として実施している。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。 1. (納品された全件について) 審査官によるサーチ結果の評価及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック 2. 上記1. の評価結果に基づく審査長等による当該機関との四半期ごとの協議 3. 登録調査機関の選定における、上記1. の評価結果の考慮 4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対する、OJTを利用した審査官による直接育成 5. 特許庁で作成した技術分野別サーチガイドライン等の共有 <u>これらの取り組みに加え、2019年度は、登録調査機関における外国特許文献調査の精度の向上のため、FI・Fタームの国内分類を関連するCPC(共通分類)に変換するツールと連携してCPCの詳しい情報を表示するための「CPC分類表」を登録調査機関に提供した。</u> 近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりに対応するため、<u>検索外注の計画件数約15.0万件のうち、約11.3万件(計画件数の約75.6%)について英語特許文献検索、約2.4万件(計画件数の約15.7%)について中韓特許文献検索、約3千件について独語特許文献検索</u>を行うことを計画、実施しており、外国特許文献の調査を強化している。 (世界最高水準の審査体制の達成状況) E) 先端技術への対応 世界最速・最高品質の特許審査の実現のためには、審査実務能力の向上が必須であり、最新の技術知識を習得し、継続して更新していくことが必要である。審査官は学会や展示会等への参加、特許出願技術動向調査、企業との意見交換等を通じて最新の動向を把握するよう努めている。 <u>2019年度は先端技術への対応のため、IoT関連発明に精通した担当官との協議を継続した(2019年4月～12月のIoT協議件数の件数は603件(2018年同期562件))。また、AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し実施した(4月、5月、8月、10月に実施、延べ551人が参加)。また、当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等への審査官の派遣も行った。</u> また、3Dプリンタを始めとする12のテーマで特許出願技術動向調査を実施し、最新の技術動向の情報を収集した。
----------------	---

実績 又は 現況	F)中長期目標と、世界最高水準の審査体制の達成状況 2013年度末に一次審査通知までの期間(FA期間)は10.4か月となり、2004年に掲げた長期目標を達成。権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014年3月に新たな10年目標として以下の2項目を設定した。 ① 2023年度までに特許の「権利化までの期間※」(標準審査期間)を「平均14か月以内」 ② 一次審査通知(FA)までの期間を「平均10か月以内」 ※出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。																		
	<u>2019年度は、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間について平均14～16か月とするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について平均9～11か月とするという目標を立て、概ね達成の見込み(4月～12月で権利化までの平均期間14.3月、一次審査通知までの平均期間9.4月)。権利化までの平均期間で世界最高水準を維持(図2を参照)。</u>																		
	<table><tr><td></td><td>一次審査通知 までの期間</td><td>最終処分期間</td></tr><tr><td>JPO (日本国特許庁)</td><td>9.3か月</td><td>14.1か月</td></tr><tr><td>USPTO (米国特許商標庁)</td><td>15.7か月</td><td>24.2か月</td></tr><tr><td>EPO (欧州特許庁)</td><td>4.8か月</td><td>24.9か月</td></tr><tr><td>CNIPA (中国国家知識産権局)</td><td>14.4か月</td><td>22.0か月</td></tr><tr><td>KIPO (韓国特許庁)</td><td>10.4か月</td><td>15.9か月</td></tr></table>		一次審査通知 までの期間	最終処分期間	JPO (日本国特許庁)	9.3か月	14.1か月	USPTO (米国特許商標庁)	15.7か月	24.2か月	EPO (欧州特許庁)	4.8か月	24.9か月	CNIPA (中国国家知識産権局)	14.4か月	22.0か月	KIPO (韓国特許庁)	10.4か月	15.9か月
		一次審査通知 までの期間	最終処分期間																
JPO (日本国特許庁)	9.3か月	14.1か月																	
USPTO (米国特許商標庁)	15.7か月	24.2か月																	
EPO (欧州特許庁)	4.8か月	24.9か月																	
CNIPA (中国国家知識産権局)	14.4か月	22.0か月																	
KIPO (韓国特許庁)	10.4か月	15.9か月																	
【図2】五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」 (JPOは2017年度の平均、他庁は2017年の平均)																			
資料の 所在	○人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記C関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf																		

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官と特許技監が責任者となっている。 B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位 各審査部の部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が特許審査を行っている。 C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室 品質管理室は、特許審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策(協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等)の企画・立案 ・品質関連施策(ユーザー評価調査等)の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート(審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック) 品質管理室職員5名、調査員(品質管理補助)22名を維持するとともに、分析・評価をサポートするための各種ツールを内製し、効率的・効果的な分析を行っている。 D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会 品質管理庁内委員会は、審査長等の管理職から選ばれた委員長と各部3名の委員の合計13名から構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から以下の業務を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価 ・上記分析・評価により明確化された課題の報告 ・品質監査に関するデータや分析結果の各審査部・各審査長単位へのフィードバック ・調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対する助言 E) 審査の質の管理を行う品質管理官 品質管理官(総括担当、技術単位担当)は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する審査官から選任され、審査の質の管理のためそれぞれ以下の業務を行っている。 ①品質管理官(総括担当)4名: 担当技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者から選任され、各部内の案件を横断的に担当し、フルタイムで監査を行う。拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、サーチを実施しない品質監査を行う。効率的な監査の実施のため、品質管理官(総括担当)には、監査のための下準備を行う調査員(品質監査補助)12名を配置している。 ②品質管理官(技術単位担当)99名: より専門的に各技術単位の案件を担当し、全業務のうち約30%を品質管理官としての業務に充て、サーチも含めた品質監査を行う。 品質監査の結果は、監査時のサーチ履歴等とともに、品質管理庁内委員会を通じて各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバックしている。

(参考)品質管理体制の概略図

実績
又は
現況

評価項目名	II. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	特許庁では、各年度の終わりに翌年度に実施をするべき特許審査の取組を、審査の処理、検索等の審査周辺システムの整備、法令の適用や審査基準の運用、品質管理、人材育成等の各観点から計画し、各取組について、上半期終了時にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。また、各審査部における審査の取組についてのレビューも実施し、各審査部における品質向上のための取組を庁内で共有している。 <u>2019年度の各審査部における取組としては、「最後の拒絶理由に関する研修」や、「起案差戻し理由の室内周知」、案件に応じて協議対象とする請求項を限定する等の「協議の効率化」の取組が審査の質向上に効果的であったことが報告され、庁内で共有された。</u> 以下、今年度計画し、実施した特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。 A) 決裁(継続) 決裁者は、審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っており、決裁におけるチェック手順は「決裁ガイドライン」として内部文書に定めている。 ・決裁者は、決裁時において起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻しを行い、再起案させるとともに指導を行っている。 ・品質管理室は、審査官へ差戻しを行った案件について審査官への指摘事項に関する情報を蓄積し、管理職に当該情報を提供している。 ・品質管理室は、新たに決裁を行う新任管理職を対象として、決裁時に留意すべきポイントについての説明会を実施している。(評価項目③のDを参照) B) 決裁前のチェック(継続) 決裁者の決裁を補完するため、以下のような決裁前のチェックを実施し、各審査部・審査室における質の保証を図っている。 ①技術情報管理官によるチェック 特許査定、国際調査及び国際予備審査における起案書の全件について、技術情報管理官(担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者)が、起案書に記載されたサーチ範囲、付与分類の妥当性及び形式的不備のチェックを行っている。 ②品質管理官(技術単位担当)によるチェック 決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について、サーチ、判断の妥当性及び起案の明確性等について精査を行っている。さらに、チェック結果のフィードバックを通じて、サーチや判断を含む審査の質全般に関する情報提供が担当審査官に対してなされている。 ③グループ長によるチェック 拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や判断の妥当性、起案の明確性のチェックを行っている。 <u>特に2019年度は、品質監査において起案を修正するべきと言う趣旨の指摘の割合が特許査定された案件で上昇傾向であることやJPOで特許査定されたのに他庁で拒絶査定されることがあるというユーザーの声を受けて、②品質管理官(技術単位担当)によるチェックの対象を特許査定案件として実施することで、特許査定案件における審査の質の保証の取組を充実させた。またこれにより、特許査定案件における課題の把握に資する事例を収集することができた。</u>

実績 又は 現況	C) 審査官間の協議を通じた知識共有(継続) 判断基準や検索範囲が適切か否かを確認し、審査官相互の知識を共有するとともに、審査官間の判断の均質性を高めることを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行う協議、②定められた案件数を対象として行うPCT協議、③所定の条件を満たす全案件(IoT関連技術の審査をする場合等)を対象として行う必須協議があり、それぞれの協議により共有されたサーチノウハウ等については、FIハンドブックや庁内イントラネットを通じて組織的に情報の共有を図っている。 <u>2019年度、進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題に対応するため、案件に応じて協議対象とする請求項を限定する等、協議を効果的かつ効率的なものとするための活用事例を紹介し、審査官の積極的な参画による改善を推し進めた。また、②定められた案件数を対象として行うPCT協議については、各審査官が協議の目的や協議で得たい知見を意識して実施できるようにするため、各審査官が協議効果が高いと判断した案件(サーチ、判断等において被協議者の知見・助言を得たいと思う案件)を半期に1件選択して行うこととした。その結果、上半期には1,356件の協議のうち86%の案件で新たな知見・助言が得られ、実効性の高い協議が実施された。</u> また、③所定の条件を満たす全案件を対象として行う必須協議については、昨年度に引き続き、以下の案件を対象とした。 ・PCT協働調査試行プログラムにおける審査案件 ・日米協働調査試行プログラムにおける審査案件 ・他庁を受理官庁とする英語PCT出願 ・異動者・審査官新規昇任者が審査する案件(異動等の発生後3か月以内に、上記対象者に係る新願処理目標件数を3か月分に換算した件数の2割程度の件数) ・事業戦略対応まとめ審査の対象となる案件 ・JPOが作成したISRから、新規性・進歩性の結論の変化や引例の差し替えがあった案件(内々かい離案件) ・審査基準等の適用に特に注意を要する案件 ・IoT関連出願 <u>さらに、判断の均質性についての審査の質の保証のため、2019年度は新たに以下の案件を必須協議案件に加えた。</u> ・一の出願について、前回の通知・処分(国際段階は除く)の担当官(先の担当官)とは異なる担当官が審査を行い、同一の請求項について、記載要件、新規性、進歩性等の判断が先の担当官とは異なる案件(補正により請求項の内容が変化した場合等は除く)。 <u>この結果、判断の均質性についての審査の質の保証のための取組が充実した。</u> D) サーチガイドライン及び庁内イントラネットを活用した知識共有(継続) 新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野別サーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有している。また、協議等で得られた共有すべきノウハウは適宜庁内イントラネットに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図っている。
----------------	---

実績 又は 現況	E)面接・電話対応の充実(継続) 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めている。巡回特許庁や各種セミナー、企業コンタクト等の機会などで、積極的に出張面接やテレビ面接の利用を促している。 2019年4月～12月末までの面接・電話対応等の実績(括弧内は2018年度実績) <table border="0"> <tr> <td>①面接審査(②を含む)</td> <td>2,866件(3,965件)</td> </tr> <tr> <td>②出張面接、テレビ面接審査</td> <td>769件(1,111件)</td> </tr> <tr> <td>③電話等による対応(対応記録作成件数)</td> <td>13,430件(17,612件)</td> </tr> </table> 巡回特許庁を、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄で開催。それぞれ一か月程度の期間で集中的に出張面接審査を実施(実施件数:37社124件(2019年12月末時点)。中国、四国、沖縄は1月以降に順次開催)。 「特許庁が達成すべき目標」について ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を60%以上」とすることが定められており、2019年度ユーザー評価の結果は60.6%でこれを達成した。 ・出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「1000件以上」とすることが定められており、2019年4月～12月の実績は769件。 F)企業のニーズに合わせた支援(継続) 資金調達のサイクルなど、事業のスピードが早いベンチャー企業が戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、2018年度からベンチャー企業対応面接活用早期審査を実施している。 2019年4月～12月末までで面接活用早期審査を33件、スーパー早期審査を244件実施。 また、知的財産を群として取得し活用する企業の事業戦略を支援するため、2014年から複数の出願を対象として審査着手のスケジュールを調整しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査を実施している。 2019年4月～12月末までで30事業の申請がなされ、295件の特許出願が当該施策の対象となった。 また、近畿地域の中堅・中小企業、ベンチャー企業の知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長を地域の支援機関等とも連携をしながら後押しするため、2017年7月にはINPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)を大阪に開設。INPIT-KANSAIでは、(1)知的財産に関する高度・専門的な支援、(2)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(3)出張面接審査・テレビ面接審査の場の提供といった多面的な支援を実施している。 INPIT-KANSAIを活用した出張面接、テレビ面接審査を2019年4月～12月末までで373件実施(2018年度503件)。	①面接審査(②を含む)	2,866件(3,965件)	②出張面接、テレビ面接審査	769件(1,111件)	③電話等による対応(対応記録作成件数)	13,430件(17,612件)
①面接審査(②を含む)	2,866件(3,965件)						
②出張面接、テレビ面接審査	769件(1,111件)						
③電話等による対応(対応記録作成件数)	13,430件(17,612件)						

G) 外国特許文献サーチ等の拡充(継続)

管理職が選定した技術分野においては、特許査定をする前に少なくとも1度は英語特許文献調査を行う取組を行っている。

また、外国特許文献調査の効率化のためのサーチ関連ツールの機能の充実を図るとともに、サーチ関連ツールの活用方法等について整理された情報を適切に提供し、研修等を実施することで、さらなるサーチ環境の利便性向上に取り組んでいる。

また、審査官が利用する特実検索システムにおいては、米国、欧州及びWIPOの英語特許文献、中韓の特許文献について、全文日本語機械翻訳文を蓄積し、日本語での検索及びスクリーニングを可能としている。

非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、約10の検索系・30の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能とし、継続して蓄積を行っている。

2019年度は、審査官がサーチ関連ツールの特徴を十分に理解した上で利用できるよう、検索システムの近年の改修をまとめた内容の研修を全審査官を対象に実施した。

また、検索外注においてもおよそ8割の案件で外国特許文献検索を実施するなど、外国特許文献サーチの拡充に努めている(評価項目④Dを参照)。

H) 審査のための資料、ツール等の審査官への提供(一部新規)

分かりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知書等を発送するために、「拒絶理由通知書等の記載様式の要点」を定め、審査官に周知するとともに外部に公表している。

2019年度は各技術分野におけるAI関連発明の審査を適切に行えるように、全審査官を対象としたAI関連発明に関する事例についての説明会を実施。また、審査基準の中の進歩性の審査の進め方を審査官が今一度確認することを目的として、参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」を新たに作成し、審査官に周知した。その結果、特に進歩性の判断について、審査基準の理解の助けとなる資料が充実した。

また、特許審査、国際調査それぞれにおいて、拒絶理由通知等の記載様式に従っていない記載や形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを審査官に提供している。審査官には起案提出前にこれらの起案支援ツールを用いて自己チェックすることを推奨している。これらの起案支援ツールは、審査官が自身の起案の瑕疵等を発見し、修正するために活用されている。

I) 品質関連情報の審査官への提供(一部新規)

各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための参考情報として、以下の品質関連情報を収集し、審査官に提供している。

1. 審査に関する統計データ

①即特許(拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる)率、②拒絶理由(新規性、進歩性、記載不備等)ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを毎月1回、審査官に提供している。各審査官は、審査の判断の均質性を高める観点から、これを利用することができる。

2019年8月には、これらの統計情報に加え、審査官が業務を遂行する上で必要とする審査処理量、期間管理案件情報、外国文献・非特許文献検索に関する情報、これまで提供できていなかったOPD利用状況(他庁に出願された関連する特許出願の手续や審査に関連する情報の確認状況)等、各種の統計情報を把握しやすくするための「個人状況ポータルサイト」をリリースした。この結果、審査官が自身の審査に関する必要な情報を把握することが容易になり、各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための環境が改善された。

実績
又は
現況

実績 又は 現況	2. 審判に関する統計データ ①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データを毎月1回、②無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを半期に1回、③特許異議申立制度に関する情報を毎月1回、収集・分析して審査長単位に提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供するとともに指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握にこれを利用することができる。 また、審判部と審査部の間では、審査の質の維持・向上のため、審査と審判で結論が異なる事件を中心に、審査部へのフィードバックを行っている。 2019年度はフィードバック効果を更に高めるために実施要領を改訂し、フィードバックの目的を「審判部から審査部管理職に対する、審査官指導のための材料の提供」と明確化し、審決の結論に関わらず「審査部に審理結果をフィードバックすることが有用であると判断した」をフィードバック対象に含めるなどの運用の見直しを行った。この結果、審判部からのフィードバック効果の向上が図られた。 J) 検索インデックスの適切な付与(継続) 的確なサーチを行うため、登録調査機関等を活用し、受理した全出願に適切な検索インデックス(FI分類及びFターム)を付与している。審査官は、登録調査機関等が付与した検索インデックスをチェックし、必要に応じて改善すべき点をフィードバックするなど、付与精度の維持に努めている。 2019年度は、JPOが議論をリードし2020年1月に発効したIoT関連分類であるサブクラスG16Yについて、発効と同時に国際調査報告に付与するとともに、内国特許出願についても来年度初めまでに適切に付与が開始できる体制を整えたほか、最新版の国際特許分類(IPC)への対応に継続して取り組んだ。また、登録調査機関が付与した検索インデックスのチェックの電子化に取り組み、フィードバックの早期化により付与精度の速やかな改善に寄与した。
資料の 所在	○拒絶理由通知書等の記載様式に関する取組について(上記H関連) https://www.ipo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kyozetsu_kisaiyoushiki.html

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	⑥の冒頭に示すように、特許庁では、各年度の終わりに、翌年度に実施をするべき特許審査の取組を計画し、計画した各取組について、上半期終了後にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。 以下、今年度計画し、実施された特許審査の取組のうち、品質検証に関連する主な取組を示す。
	A) 品質監査(継続) 品質監査では、法令・審査基準等の指針に則した統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかなど、審査官による全審査プロセスが、品質管理官により検証される。詳細な手続は「品質監査のためのガイドライン」として内部文書で定めている。 品質監査の対象案件は、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知、拒絶査定、FA特許査定、再着特許査定、PCT国際調査報告及び国際調査機関の見解書、それぞれ500件(計3000件)程度とし、各審査室から無作為に抽出して分析している。 監査時のサーチ履歴等を含む品質監査の結果は、対象案件の決裁をした審査長等を通じて担当審査官にフィードバックし、審査長等は当該結果を審査官の指導等、審査の質の向上に活用している。品質監査の結果によって対象案件の登録調査機関による先行技術文献調査の評価が変わる場合には、その結果を評価に反映させ、登録調査機関による先行技術文献調査の改善にも活用できるようにしている。 随時更新される監査結果情報は管理職へ提供し、各審査部・審査室における審査の質に関する状況や課題を管理職が把握できるようにしている。
	B) 部分監査(継続) 部分監査では、起案における形式的瑕疵(誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていない等)が、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)により検証される。品質管理室では、チェックを行う調査員(品質管理補助)間でのチェック基準の統一のため、詳細な手順書を作成するとともに、形式的瑕疵をチェックするための支援ツールも活用している。 部分監査の対象案件は、各審査部の審査の質の傾向を把握するために審査部ごとに500件程度とし(毎年2,400件)、三か月間の期間を定めて分析を行っている。 いずれかの部分監査項目において形式的瑕疵が発見された場合は、当該案件を担当した審査官の所属している技術単位の管理職を通じて担当審査官にフィードバックしている。

	C) ユーザー評価調査(継続) 審査の質の現状や審査の質に対するユーザー(大規模出願人、小規模出願人、海外からの出願人、代理人を含む)からのニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、2012年度からユーザー評価調査を実施している。調査で寄せられた個別案件の審査の質に対する評価や意見は品質管理室及び各審査室における分析の材料とするとともに、担当官へのフィードバックが可とされた案件については各審査室の管理職から適宜審査官へフィードバックし、審査の質の検証と改善のための材料としている。 2019年度の調査では、判断の均質性についての不満の分析のため、進歩性と記載要件それぞれについて、判断の均質性の評価を問う設問を追加した。調査対象者数は国内・PCT出願を合わせて738者、調査対象となった出願の数は2,892出願で、より多くの小規模出願人の声を集めるため、昨年度よりも小規模出願人の出願に対する調査票の数を100出願増やした。回答率は例年どおりおよそ9割であった。例年よりも早く9月に調査結果報告書を外部公表するとともに、調査結果からは判断の均質性・進歩性の運用の改善を重点項目と分析し、全審査官に引き続き協議を活用するよう速やかに庁内で情報共有することで、品質の向上に資する効果も得られた。 D) ユーザー等との意見交換(継続) 企業コンタクトや、知財関連団体及び代理人団体との定期意見交換会の場で、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒアリングを行い、審査の質の検証のための材料としている。 企業コンタクトの2019年度4月～12月実績:217件(海外企業22件含む)(去年同期257件、海外企業31件含む) E) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付(継続) 電話、メール、ユーザー評価アンケート時の情報提供等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施している(日本語は2014年11月、英語は2017年2月から)。 審査官が通知した拒絶理由通知等につき、意見受付等により何らかの不備の存在を把握した個別案件については、当該不備が生じた主たる原因等の事情について分析を行うとともに、分析した事例を取りまとめ、その予防策の検討に活用している。 (2019年度上半期、品質管理室が特許庁ホームページ、メール、電話等から受け付けたご意見24件) F) 調査研究等を通じた情報の収集(一部新規) 品質の検証のために必要な情報の収集や、産業財産権分野における世界主要各国の現状と動向の調査のために、特許庁は単独で又は他の知財庁等と協働して調査研究を実施している。 2019年度は、日本で認められた特許が他国で拒絶されるケース(判断のかい離事例)があるという指摘を受け、日米及び日欧間の審査結果かい離事例を調査してモデル事例を作成し、モデル事例に対して適切と考える審査を検討する調査研究「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」を実施した。 また、USPTO、EPOとはAI関連発明の事例研究開始で合意し、ASEANでは各国でのAI関連発明の事例研究を東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)の委託研究として開始した。
資料の所在	○審査の質についてのユーザー評価調査報告書(上記C関連) https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html ○審査の質の向上のための御意見受付(上記E関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm ○ソフトウェア関連発明に関する比較研究(上記F関連) https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html ○外国知的財産制度に関する調査研究報告(上記F関連) https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/zaisanken_kouhyou.html

評価項目名	II. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。
実績又は現況	(分析方法) 審査の質(審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等)を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査(協議)→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題を抽出している。 品質管理室調整課 庁内委員会 品質管理官 分析・課題抽出 * 審判関連データの分析は審査室単位で実施 A)内部レビューを通じた分析(継続) 品質管理体制について、審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目ごとの実績・現況等の整理や、委員から受けた改善提言の検討を通じて、品質管理の実施体制・実施状況を分析している。 審査実施体制について、出願・審査請求動向などから、任期付審査官を含めた必要な人員について把握し、世界最速・最高品質の特許審査の実現のために必要な人的資源を分析している。 関連する審査の取組の実施状況とその結果については、⑥の冒頭に示すように、半期ごとのレビューを行い、さらに、必要に応じて各庁内委員会で分析して課題を抽出して、関係部署及び部門に対して情報発信を行っている。 [分析から抽出された課題] 品質管理体制・審査実施体制について、今年度は大きな課題は抽出されなかったものの、引き続き、分析により抽出された課題等の関係部署及び部門に対する情報発信を継続していく。

実績 又は 現況	(特許庁内部での評価に基づく分析) B)決裁及び決裁前のチェックを通じた分析(継続) ⑥A及び⑥Bの取組に関連し、統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改訂するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を蓄積することで、典型的な誤りについての分析をしている。また、決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について行われた決裁前チェックの結果は分析し、その有効性を検証している。 [分析から抽出された課題] 決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件についてのチェックの結果から、特に再着特許査定案件に対するチェックの有効性が確認され、再着特許査定案件に対する決裁を充実させる取組が重要という課題が抽出された。
	C)協議の記録を通じた分析(継続) ⑥Cの取組に関連し、審査官が協議時に使用したチェックシートの結果情報から、審査プロセスにおける課題の所在を分析し、また、当該分析に基づき、協議の仕方について課題を抽出している。 [分析から抽出された課題] 各審査官が協議効果が高いと判断した案件を選択して行う、PCT出願を対象とする必須協議では、86%の案件(上半期)で新たな知見・助言が得られ、実効性の高い協議が実施されたことが分かり、他の協議においても実効性の高い協議が行われるための取組が必要という課題が抽出された。
	D)品質監査を通じた分析(継続) ⑦Aの取組に関連し、審査の質を全体的に把握する観点から、主要な起案種別(最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定及び国際調査報告)ごとに監査を行うことで、起案種別ごとの課題を分析している。また、分析結果が登録調査機関においても活用されるように、登録調査機関の先行技術文献調査について、品質監査の結果によって各案件についての当該調査の評価が変わる場合に、その結果を評価に反映させている。 品質管理官(総括担当)及び品質管理官(技術単位担当)が作成した品質監査に関するレポートにより、各審査部及び各技術単位における質に関する課題を抽出できるようにしている。 [分析から抽出された課題] 品質監査結果の分析の結果からは、特にPCT出願の国際調査とFA特許査定における課題が抽出された。
	E)部分監査を通じた分析(継続) ⑦Bの取組に関連し、起案書における形式的瑕疵について、典型的な誤りを類型化し、それをもとにチェックを実施している。 [分析から抽出された課題] 部分監査の結果からは形式的瑕疵を効率的に低減するための起案支援ツールの有効性が確認され、起案支援ツールの機能を継続的に改善していくことが、形式的瑕疵の低減に有効であるとの課題が抽出された。

実績 又は 現況	F)内外乖離案件、内々乖離案件の分析(一部新規) 特許庁では、特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違(内外乖離)に関する要因の分析を行っている。また、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違(内々乖離)がある出願について、その要因の分析を行っている。 2019年度はさらに、日本で認められた特許が他国で拒絶されるケース(判断のかい離事例)があるという指摘を受け、日米及び日欧間の審査結果かい離事例を調査してモデル事例を作成し、モデル事例に対して適切と考える審査を検討する調査研究「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」を実施した。 [分析から抽出された課題] 「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」においては、庁外の有識者からなる委員会にて、8つのモデル事例に対して適切と考える審査の検討を行った結果、<u>委員から、権利範囲の明確性、妥当性の観点で拒絶理由が通知されるべきであった等の意見が出された事例がみられ、審査の進め方に関して留意すべき点が抽出された。</u>
	G)審判関連データの分析(継続) 審判請求や特許異議の申立てに関する情報や審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供している。審査長単位では、対応部門との意見交換会も活用しつつ審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握している。 [分析から抽出された課題] 異議申立て等の際に引用された文献データ等の分析からは、サーチノウハウの共有等により引き続きサーチ能力・品質を向上させる必要があるとの課題が抽出された。
	(特許庁外部での評価に基づく分析) H)ユーザー評価調査結果の分析(継続) ⑦Cの取組に関連し、ユーザー評価調査結果の分析では、回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析している。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。また、個別の案件に対する不満等は庁内で分析するとともに、回答者の合意が得られた場合は担当審査官にフィードバックし、審査の質の向上に役立てている。 [分析から抽出された課題] ユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果からは、<u>重点的に取り組むべき項目は「判断の均質性」と「進歩性の判断」であり、協議等の取組を充実させることにより、特に進歩性の判断の均質性を向上させる必要があるとの課題が抽出された。また、判断の均質性の中では特に進歩性の判断の均質性が課題であるという分析結果も得られた。</u>

評価項目名	II. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(①～②の改善状況) 品質ポリシー、品質マニュアル、その他品質管理のための具体的な文書等について、今年度改善が必要な点は見つからなかった。
	(③の改善状況) 企業等コンタクト等を通じた制度ユーザーへの公表、研修等を通じた職員に対する周知について、昨年度と同様の取り組みを継続して実施した。
	(④の改善状況) <審査実施体制> 2019年度は、37名の恒常審査官と98名の任期付審査官を採用し、前年度と同水準の審査体制を維持した。また、 <u>審査官が専門知識を習得するための手段の拡充のため、オンライン教材やオンラインセミナーの活用を進めた。」「高分子学会Webinar」を通じたオンラインセミナーを上半期で4回試行、延べ75名が受講)</u>
	<先行技術文献調査事業の活用> <u>2019年度は登録調査機関における外国特許文献調査の精度の向上のため、FI・Fタームの国内分類に関連するCPC(共通分類)に変換するツールと連携してCPCの詳しい情報を表示するための「CPC分類表」を登録調査機関に提供した。また、近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりに対応するため、検索外注の計画件数約15.0万件のうち、約11.3万件(計画件数の約75.6%)について英語特許文献検索、約2.4万件(計画件数の約15.7%)について中韓特許文献検索、約3千件について独語特許文献検索を行うことを計画、実施しており、外国特許文献の調査を強化している。</u>
	<世界最高水準の審査体制の達成> <u>2019年度は先端技術への対応のため、IoT関連発明に精通した担当官との協議を継続した。また、AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し実施した(4月、5月、8月に実施、延べ287人が参加)。また、当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等への審査官の派遣も行った。</u> <u>また、3Dプリンタを始めとする12のテーマで特許出願技術動向調査を実施し、最新の技術動向の情報を収集した。</u> <u>審査処理に関して、権利化までの平均期間を平均14～16か月とするとともに、一次審査通知までの平均期間を平均9～11か月とするという今年度の目標は概ね達成の見込み。(4月～9月で権利化までの平均期間14.3月、一次審査通知までの平均期間9.4月)。権利化までの平均期間で世界最高水準を維持。</u>
	(⑤の改善状況) 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が監査内容を分担するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を維持している。

評価項目名	II. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(⑥の改善状況) 昨年度と同様の取り組みを継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。 ＜決裁・協議＞ 2019年度は、品質監査において起案を修正するべきという趣旨の指摘の割合が特許査定された案件で上昇傾向であることやJPOで特許査定されたのに他庁で拒絶査定されることがあるというユーザーの声を受けて、②品質管理官(技術単位担当)によるチェックの対象を特許査定案件として実施することで、特許査定案件における審査の質の保証の取組を充実させた。 また、進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題に対応するため、案件に応じて協議対象とする請求項を限定する等、協議を効果的かつ効率的なものとするための活用事例を紹介し、審査官の積極的な参画による改善を推し進めた。また、同一の請求項について、記載要件、新規性、進歩性等の判断が先の担当官とは異なる案件を必須協議として適切な判断がされるように努めた。 ＜面接・電話対応＞ ユーザーとのコミュニケーションを充実させるため、巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト、業界団体との意見交換等において、出張面接やテレビ面接の利用を促した結果、2019年度上半期は面接審査(出張面接、テレビ面接)、電話対応のいずれの件数も前年同期よりも件数が増加し、ユーザーとのコミュニケーションが改善した。 ＜外国特許文献サーチ等の拡充＞ 2019年度は、審査官がサーチ関連ツールの特徴を十分に理解した上で利用できるよう、検索システムの近年の改修をまとめた内容の研修を全審査官を対象に実施した。また、検索外注においてもおよそ8割の案件で外国特許文献検索を実施するなど、外国特許文献サーチの拡充に努めた。 ＜審査のための資料、ツール等の審査官への提供＞ 2019年度は各技術分野におけるAI関連発明の審査を適切に行えるように、全審査官を対象としたAI関連発明に関する事例についての説明会を実施。また、審査基準の中の進歩性の審査の進め方を審査官が今一度確認することを目的として、参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」を新たに作成し、審査官に周知した。その結果、特に進歩性の判断について、審査基準の理解の助けとなる資料が充実した。

	<品質関連情報の審査官への提供> 2019年度は、審査官が業務を遂行する上で必要とする審査処理量、期間管理案件情報、外国文献・非特許文献検索に関する情報、これまで提供できていなかったOPD利用状況(他庁に出願された関連する特許出願の手续や審査に関連する情報の確認状況)等、各種の統計情報を把握しやすくするための「個人状況ポータルサイト」をリリースした。この結果、審査官が自身の審査に関する必要な情報を把握することが容易になり、各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための環境が改善された。 また、審判部から審査部に対するフィードバック効果を更に高めるために実施要領を改訂し、フィードバックの目的を「審判部から審査部管理職に対する、審査官指導のための材料の提供」と明確化し、審決の結論に関わらず「審査部に審理結果をフィードバックすることが有用であると判断した」をフィードバック対象に含めるなどの運用の見直しを行った。この結果、審判部からのフィードバック効果の向上が図られた。
実績 又は 現況	(⑦・⑧の改善状況) 昨年度と同様の取り組みを継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。 <ユーザー評価調査> 2019年度は判断の均質性についての評価の詳細を調査するため、条文ごとに判断の均質性の評価を尋ねる設問を追加し、判断の均質性の中では特に進歩性の判断の均質性が課題であるという分析結果が得られた。<u>例年よりも早く9月に調査結果報告書を外部公表するとともに、調査結果からは判断の均質性・進歩性の運用の改善を重点項目と分析し、全審査官には引き続き協議を活用するよう速やかに庁内で情報共有することで、品質の向上に資する効果が得られた。</u> <調査研究等を通じた情報の収集> 2019年度は、日本で認められた特許が他国で拒絶されるケース(判断のかい離事例)があるという指摘を受け、<u>日米及び日欧間の審査結果かい離事例を調査してモデル事例を作成し、モデル事例に対して適切と考える審査を検討する調査研究「日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究」を実施。庁外の有識者からなる委員会にて、8つのモデル事例に対して適切と考える審査の検討を行った結果、委員から、権利範囲の明確性、妥当性の観点で拒絶理由が通知されるべきであった等の意見が出された事例がみられ、審査の進め方に関して留意すべき点が抽出された。</u>

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績 又は 現況	(国内への情報発信、協力関係) A) 会合・ホームページにおける情報発信(継続) 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明するとともに、小委員会で使用した資料、これまでの調査研究で得られた結果等を特許庁ホームページを通じて公表することで、情報発信を行っている。 2019年度は、AI関連発明に関する事例について、これまでのコンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用と併せ、海外を含む企業コンタクト等で説明を行うとともに、各地で説明会・講演・シンポジウム等を実施した(日本知的財産協会、日本弁理士会、農研機構・農業情報研究センター、ソフトウェア情報センター、UNITTアニュアルカンファレンス、早稲田大学シンポジウム、国際特許審査実務シンポジウム等)。
	B) 意見交換会による情報発信(継続) 企業コンタクトや、知財関連団体及び代理人団体との定期意見交換会の場で、特許庁における品質管理関連施策についての情報発信を行うとともに、先方からの質問に回答し、相互の信頼関係の構築に努めている。 企業コンタクトの2019年度4月～12月実績: 217件(海外企業22件含む)(去年同期257件、海外企業31件含む)
	(国外への情報発信、協力関係) C) 国際会合等における情報発信(継続) 国際会合等に参加し、JPOの品質管理システムについて情報発信することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。 2019年度の主なものは以下のとおりである。 ・日中人材育成機関連携セミナーにてAI関連発明の特許審査事例、コンピュータソフトウェア関連発明の審査について説明(2019年6月)。 ・WIPO特許法常設委員会(SCP)(2019年6,12月) ・五庁会合 作業部会3(審査関連)(2019年10月) ・PCT国際機関会合(PCT-MIA: Meeting of International Authorities)及び品質サブグループ会合(Quality Sub-Group)(2020年2月)
	D) 国際審査協力を通じた情報発信(継続) 海外(特に新興国)の知的財産庁の職員(主に特許審査官や品質管理担当者)に対して、審査官の派遣及び受入、品質管理担当者を含む実務者の派遣及び受入、研修の実施等を利用して、JPOの品質管理システムを紹介することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。 2019年度の主なものは以下のとおりである。
	<研修等の実施> ①インド、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン及びトルコの知的財産庁で特許審査業務を管理する職員を対象に、特許審査マネジメントや品質管理等に関する研修を実施(2019年9月@東京)。 ②インドネシアの知的財産庁の特許・商標・意匠の審査に携わる職員等を対象に実体審査の品質管理に関する研修を実施(2019年10月@東京)。 ③ブラジル、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの知的財産庁における上級職員又は特許品質管理施策に携わる職員を対象に、WIPOジャパン・ファンドを活用した特許品質管理リージョナルワークショップを実施(2019年11月@東京)。

実 績 又は 現 況	＜実務者派遣／受入等＞ ①中国特許庁との間での審査官の受入時に、日中両庁の品質管理の紹介及び議論を実施(2019年7月)。 ②台湾及びロシア(予定)からの審査官の受入時に、JPOの品質管理を紹介(2019年10月、2020年2月(予定))。 ③マレーシアに国際研修指導教官(審査官)を派遣し、JPOの品質管理を紹介(2019年8月) ④新興国審査官を対象とした招へい研修(特許審査マネジメントコース、ベトナム特許審査実務コース)にて、JPOの品質管理を紹介(2019年9月、12月)。
	E) 海外の特許庁との協力を通じた情報発信(継続) ＜高度産業財産ネットワーク(AIPN)及びワンポータルドシエ(OPD)を通じた情報発信＞ JPOは、高度産業財産ネットワーク(AIPN)及びワンポータルドシエ(OPD)を通じて、信頼性の高いJPOの審査結果を英語で他庁に提供して、他庁の審査官に参照してもらうことで、出願人が海外で適切な特許権を取得できるように取り組んでいる。 AIPNは、JPOの特許出願の手続や審査に関連する情報(ドシエ情報)を機械翻訳し、他庁の審査官に提供するサービスであり、2004年にサービスを開始し、2020年1月時点で69の国・機関等へ提供している。 OPDは、五大特許庁間で相互にドシエ情報を参照できるシステムであり、2013年にサービスを開始した。さらに、OPDと、世界知的所有権機関(WIPO)が提供するWIPO-CASE (Centralized Access to Search and Examination)との連携を介して、JPOは、五大特許庁に加え、2020年1月時点で28の国・機関に審査結果を発信している。
	＜特許審査ハイウェイ(PPH:Patent Prosecution Highway)を通じた情報発信＞ 特許審査ハイウェイ(PPH)は、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPOの提案によって2006年に日米間でPPH試行を開始。以来、その拡大や利便性の向上に取り組んでおり、その利用件数は着実に増加している。 2020年1月現在、JPOは44か国・地域の特許庁とPPHを実施しており、JPOの審査結果を他庁に発信している。
	＜日米協働調査を通じた情報発信＞ 日米協働調査は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するものである。本取組により日本特許庁の審査の質の向上と質の高い審査結果の発信が期待される。2015年8月から第1期として2年間試行され(実施件数:67件)、2017年11月より新しい運用で3年間の試行(第2期)を再開している。審査の質の向上のために、第1期の両国での審査結果を分析した結果を、審査官にフィードバックするとともに、外部にも公表を行った。企業コンタクト等の際には、日米協働調査の取組について説明を行い、利用促進を図っている。(2019年4月～12月末までの申請実績は18件)
	＜PCT協働調査試行プログラム＞ PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告等を作成し、出願人に提供するものである。本取組によりJPOの審査の質の向上と質の高い審査結果の発信が期待される。日本特許庁を含む五大特許庁は、2018年7月から、PCT協働調査試行プログラムの試行を開始している。 2019年4月からは日本語によるPCT国際出願についても本試行プログラムの対象として受入を開始し、さらなる利用の促進が期待される。 (2019年4月～12月末までの主担当庁としての申請実績は29件)

資料の 所在	○日米協働調査試行プログラムについて(上記E関連) https://www.ipu.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html
	○PCT協働調査試行プログラム(上記E関連) https://www.ipu.go.jp/system/patent/pct/seido/pct_kyoudouchousa_shikou.html